

産業振興対策特別委員会会議録

1. 日 時 平成20年7月29日(火曜日)
午前9時30分～午前11時38分
2. 場 所 委 員 会 室
3. 出席委員 南 口 彰 夫 委 員 長 有 道 典 広 副 委 員 長
竹 岡 昌 治 委 員 大 中 宏 委 員
原 田 茂 委 員 田 邊 諄 祐 委 員
河 本 芳 久 委 員 三 好 睦 子 委 員
秋 山 哲 朗 議 長 河 村 淳 副 議 長
4. 欠席委員 な し
5. 出席した事務局職員
重 村 暢 之 局 長 佐 伯 瑞 絵 係 長
佐々木 昭 治 係 長 田 畑 幸 枝 企 画 員
6. 説明のため出席した者の職氏名
兼 重 勇 総合政策部長 佐々木 郁 夫 総合政策部
末 岡 竜 夫 総合政策部企画 企画政策課長
政策課長補佐 金子 彰 建設経済部
藤 井 勝 巳 建設経済部 商工労働課長
商工労働課主幹 河 村 充 展 建設経済部
商工労働課主査

午前9時30分開会

委員長（南口彰夫君） 只今より、産業振興対策特別委員会を開催いたします。まず、開催するに当たり、当初は今後委員会として、どのようなテーマに取り組んでいくかということで、勉強会の性格ぐらいということでありましたが、その後正副委員長で相談し、また議長とも相談いたしまして、当面する課題が、差し迫っている課題がいくつかあるので、きちんとした委員会を開催をして執行部の出席や協力も得て、できれば9月議会を睨んだ上で、今後の委員会としての取り組んでいく内容をきちんと精査して、ある面決められるものがあれば一つずつ確認事項として取り組んでいくことが必要ではないのではないかとということで、正式の委員会で開催をする旨を皆さんにお知らせをいたしました。その上で今日の委員会の開催ということに至りました経過をまず簡単にご報告をしておきたいと思っております。ということで先日議長さんの方に相談をして、今日ここの特別委員会の設置についてということで設置目的が1番目に書かれています。この目的の文書については当委員会では後日その内容について検討をし、再度確認をするということが本会議で委員会設置にあたり報告をして了承されていますので、まず委員会設置の目的についてから若干文書の変更見直し等があれば意見を出していただいて、議論をしていくということから進めてまいりたいと思っておりますが、各委員の皆さんよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（南口彰夫君） それでは事務局の方で設置目的を読み上げてください。

議会事務局長（重村暢之君） それでは設置目的につきまして、朗読させていただきます。1設置目的、地方の疲弊や地域格差がクローズアップされるなかで、「地域再生」や「地域活性化」への取組みが活発化しています。そこで重要になるのが経済的な基盤となる産業への視点であります。少子高齢化が進む中で、経済のグローバル化、産業構造の転換、公共事業の縮減など地域経済を取り巻く環境は厳しさを増しています。

一方分権社会では地域の自立も求められ、この状況乗り越えていくには、あらためて地域の資源を見直し、天然資源等を最大限に活かした地域産業を新しい視点で調査、研究し、振興していく必要があります。

つきましては、新市の基幹産業である農林業、商工業（鉱業）のさらなる振興と、新たな産業の振興を積極的に行うとともに、既存の工業団地への優良企業等の誘致活動の促進も図る必要があります。

このことから、産業振興に関する事項を協議することを目的とした特別委員会を設置しようとするものでございます。以上でございます。

委員長（南口彰夫君） ありがとうございます。各委員さん今読み上げた内容です。内容が非常に文書を簡潔に整理をされていますので、理解等があれば意見も含めてざっくばらんに出していただきたいと思います。（発言する者あり）

委員（大中 宏君） 文言については別に問題はありませんけど、大企業なんかがよく出た場合に地元の既存の企業等が圧迫されるという、非常に疲弊があっちこち出てますよね、これの調和を図っていかんにゃいけないんじゃないかというふうに思いますし、特に美祿市は農業が活性化しなければどうしても全体的なレベルアップには非常になりにくいんじゃないかと思いますので、これを合わせ重点的にやっていくことも考えられるんじゃないかというふうに思います。別に文言に対しては問題ありませんけど、これから何を重点的に進めていくかということの順位付けですか、それがあがる程度問題になってくるんじゃないかと思います。以上です。

委員長（南口彰夫君） はい、他に、大企業というか大手企業が進出すると地元企業が圧迫されると、これは美祿市でもそうですが、特にスーパー関係、スーパーの大手が進出するとほとんど地元の商店街は大きな痛手を受けるというのは出てますね。それとほかの企業も含めてですね。とりあえずこの文書の中で誤字脱字があるということはありませんが、文書表現で見直す点があればですね。事務局に聞いていいかね。ここの分権社会では地域の自立も求められ、この状況乗り越えていくには、あらためて地域の資源を見直し、天然資源等を最大限に活かした地域産業ということで、天然資源はわかるんじゃないけど、等というのは何を含めて等というのか。

議会事務局長（重村暢之君） 天然資源等ということでのご質問でございますが、この等につきましては天然資源、鉱石的なものもございますし、若干の産業振興の中で美祿市におきましては、石灰石なり、そういったものも含めまして天然資源と、しかしその他にもいろいろ天然資源等もあるということで、等ということを入れておけばいろんなすべてのものに含まれるというような状況でございます。

委員長（南口彰夫君） はい。

委員（河本芳久君） この特別委員会がこれからどういう役割を果たすかということだろうと思いますが、現状では新市がやる元気がない明るい展望もなかなか見いだせんと、地域産業において。これをどうすればいいかという、これは全国的な共

通した課題、いわゆる農村の疲弊、都市人口集中、若者の、田舎にいないとか、その背景をしっかりと押さえてここで対処すべきことは何かと、今設置目的のところ述べていることは、やはり意見もありましたように中核は農業だと、農業が今まさに展望もない、担い手も十分でない、農業振興をと言うけれどもこれ本当にこの地域だけ農業振興ができるのかどうか、しかし地域が今元気ないという、展望もなかなか見いだせないという、やはりそういう現状をしっかりと確認をするという現状、それからそれがためにはこの地域の中核であれば農業振興ではどういう手立てを打っていくか、今農業の活性化のために1億6,000万円ばかりとも補償的な面で今出している、拠出している。しかしこれが市に役立つのかどうかもわからん。そういう農業振興の中でも特産品としての梨とか、ごぼうとか、栗とか、米も当然。そういう面でどういう実態になっておるか、この農業振興のためにはどういうふうな手立てをすれば地域が少しでも活性化できるか、それからこの文面ではやはり企業誘致と、これはどこも望んでいるが、県も特別委員会を作ったり、いろいろ大阪事務所や東京事務所にそういう部署を設けてやっているけどなかなかうまくいかない。海外に出ていくとか。しかし農業振興や企業誘致、更にはこの地域は豊かな自然とか、また観光資源としてまだ未開発の部分もたくさんあるであろうと。また既存の面についてもそれを再開発するために地域住民も一体となってやるにはどうしたらいいとか、いわゆる農業振興、企業誘致、地域資源を活かした産業振興と、この三つあたりからこれをどう取り組んでいくかということも一つの食い込んでいく一つの方法ではなかろうかと。地域資源を活かしたと言いながら、例えば全国の8割以上産出しておいた大理石産業、大理石の地場産業40数社あったのが、今3社ぐらいしか残ってない。これも非常に厳しい状況にあると。で、この特産品としての大理石の見直しというか、関係者から行政的な一つの支援策は1銭たりとも受けてなく独自でこれまでやってきたんだと。しかし観光産業、また時代の変遷でこの大理石産業もどうにもならんようになったと。こういうことを見ますとまずこの委員会では地域に元気がない元気を求められてるというが、その実態をきちっと整理しておくこと、そして今一つの例で企業誘致の現状もこうであると、農業もこうであると地域資源を活かした特産品の産業についてもこうよと、だからこれをこの分野から一つでも明るい展望にもっていけば何か合併した効果というか、スケールメリットが活かされるんじゃないとか、そういう面で提言をしていくという形が一つはあるんじゃないかと。それがためには私は現状をやはりし

っかり分析してみることに、それから次なる対応を求めていくという、最初から企業誘致どうしたらいいとか、農業振興どうということじゃなくって、その辺の現状分析をしっかりとすることも一つの議会として我々は地域にしっかりと足を踏まえて議員活動するために必要ではなかろうかと。以上です。

委員長（南口彰夫君） ありがとうございます。そうですね、今現状分析の話が出たんですが、往々にして特別委員会と言うたらすぐ何をするかとか、特に産業振興の場合は非常に幅が広くて一次産業、二次産業、三次産業だけとらえるだけでも課題がたくさんあるんですが、現状分析をやったり、今実際にそれぞれがどうなっているのかということはしっかりと把握することが大事だろうと思います。はい、いいですよ。

委員（河本芳久君） なぜ現状分析が重要なかと言うとですね、特産品としても梨、20億ぐらいの産業としてどういうふうな現状かと言うと、一番の問題は後継者、若い20代とか30代というのはほとんどいないと、しかも年々栽培農家が減ってきている。東京から若い人が、若いというのではなくて50、これが今まで自分の人生を振り返って農業にこれからの余生を過ごそうと、しっかり取り組んでおるんです彼は。しかし受け入れ体制そのものはどうであったかという、そして彼が言うには東京あたり行ったらなんぼでもそういう田舎行って過ごす、自分の人生を見直してみようというのはおるけれど、それへのアプローチというのが行政発想では駄目ですよとそんなことも言っている。そういうふうな取り組んでおる人たちの意見とか、今ほうれん草に取り組もうと思うて県内の方からも何人か入ってきておる。しかしこれは非常に厳しいものがある。農業体験ないものがそういうハウス産業をやるということも。そういう一つの取り組みをしてる人たちの意見も聞きながら若い力を地域の中に呼び込むにはどうしたらいいかというのも一つの方法だろうと。今畜産にしても秋芳町でかなりの事業、投資してこれから牛を80頭とか100頭余りをやろうとしよる人もおるんですよ。そういう取り組みの現状とか地域の活性化の中にはリーダー的なものが非常に大きな役割を、そういう一つのグループでかなりの地域の活力を引き出しておるところがあるのを知っております。そういう現状をしっかりと踏まえて、さらにそれらを支援するとか、それらの方向性についてどうするということもこれから必要であろうと。だから私はそういう現状分析をしっかりとすべきだろうとこういう意見です。

委員長（南口彰夫君） ありがとうございます。はい、どうぞ。

副議長（河村 淳君） 意見をちょっと述べさせてもらうが、この特別委員会の設置目的というのは当然文面的には私は別に異常はないと思うんじやが、要は特別委員会というのを、結局こういう首長の要望もあって三つの委員会ができたのじやが、要は私が考えるに合併協議会でいろいろの問題点、建設計画、それからまちづくり、いろいろの確認事項が公で決められたこともあると思うんじやが、要はそれの計画は一応概算で確認ができちよるんじやが、細部については全然できておらん。そのことについての執行部が今後この審議委員会等も作るというようなことも確認ができておるんじやが、執行部の方の叩き台というか案というものが今度総合計画等で審議が執行部の方でされておると私は思うんじやが、この辺について出てこんことには今この特別委員会はどうするかこうするかという問題がすぐできるかできんかというふうに私は考えるわけじやが、この辺について執行部の方はどのような今の状況か知らせていただきたい。

委員長（南口彰夫君） 河村副議長、執行部の方の答弁は予想してなかったんで、市長も副市長も出席をされていません。じゃあ今6人の職員がですね、今の答弁十分に答えられるかどうかというのは、ちょっとあと休憩をはさんで協議した上でしたいと思います。今日出席を執行部側がどの程度というのがはっきり定まってなかったんで、委員の意見をしっかり聞いて欲しいと、委員会での委員の意見をしっかり聞いて欲しいということにとどめておきましたので、河村副議長が今言われるような行政施策についてですね、今後行政施策についての内容については想定してなかったんで、市長も副市長もいいんではないかということでしたので、あと休憩をはさんでできる範囲のことで検討していただきたいと思います。とりあえず委員会設置については、設置目的についてはこの本会議場で確認をした内容でいじるところはないということによろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（南口彰夫君） ありがとうございます。（発言する者あり）

とりあえず河村副議長の意見はお聞きしたので、とりあえずそれはそれとして保留した扱いをさせていただくということで設置目的をまず確認をしてですね、よければこの方向に沿ってと、ただ先程言われた現状分析も含めて実際にことがどうなってるのかということについては今日できればしっかり議論しておきたいと、とりわけ先程から出てきている、当然今までじゃったら産業振興イコール企業誘致ということでそこだけで議論がなされた経緯もありますので、一つ一つ現状も含めてで

すね、執行部の方からわかる範囲であれば現状などについては、報告はしてもらいたいと思ってます。他に、はい。

副委員長（有道典広君） 目的は何はともあれ産業の振興とその中には農林と商工、いろんな基本的な地域の自立を求めるための振興となっておりますので、相当広いもんが範囲があると思いますけど、当面はこういう事業もいろいろ今案は一つずつ出てますけど、まだまだそこまで農業だけに絞るとか、いろんなことできませんので、今の美祿市の条例の中でですね、どういう範囲で物事ができるかと、じゃあ逆に言えば条例の見直しも含めてですね、いろんなことを加味しながら逆に産業が発展するようなことをまず最初にやらないとそこからどんどん入っているんな制約があってできないとか、いろんな法律があってできないとかいうのがちょっとわからないところがありますので、取り急ぎそこから始まっているんなことに波及させた方がよろしいのではないかと思いますけど、どうでしょう。

委員長（南口彰夫君） はい。

委員（大中 宏君） 現状認識ですね、これが一番大事だろうと思うんですね。だから農林業、商工、その関係がですねどういうふうな立場に置かれているか、例えば私自身はですね、商工関係についてあまりわかりません。正直言って。ですからお互いがそういう現状の認識ちゅうんですか、それをまず勉強すること、これから出発するべきではないかというふうに思います。以上でございます。

委員長（南口彰夫君） 現状の認識、現状分析も含めて、審査事項が産業振興に関する事項ということになってます。さっきお話ししたように産業振興、非常に幅広いものがあるんですが、各委員の皆さんから差支えなければ産業振興の特別委員会設置を議長に要望されて、設置しようということの経過がありますので、竹岡委員の方で設置を要望された経過も含めて整理されたものがあればある一定の方向を報告してもらえれば議論が弾むんではないかと思いますが、いかがですか。産業振興に関する特別委員会設置の必要性については竹岡委員さんは以前より言われていて、特にこの改選後、議長に委員会の設置、産業振興特別委員会の設置がどうしても必要だということを主張されていたので、そうした経過があればですね、意見として出していただければ議論に弾みがかかるんではないかと思います。いかがですか。

委員（竹岡昌治君） それでは改選後ですね、議長が決まった時に私の方から思いがありましたので、産業振興対策特別委員会を作っていただけないでしょうかとい

うような進言をいたしました。なぜかという思いがありましたので、ちょっと申し上げたんですが、確か昨年か一昨年の9月だったと思うんです。一般質問で今美祢市に企業誘致条例というのが実はあるわけですが、全国どこでも同じような条例の中身なんですね、特に刑務所の北側に美祢市が持っております、言い方が悪いんですが、何の縛りもない工業団地も実はあるわけですが、そこで私が産業振興条例を作ったらどうかという一般質問をいたしました。で、先程河本先生が言われたように、やはり住んで良かったというまちづくりをするということになりますと、いわゆる都市間競争に負けとったんでは、いくらよそから後継者を導入しようとしてもなかなかできない。なぜかと言ったらそこに住んで文化の享受もどう受けられるんか、教育はどう受けられるんか、そして遊ぶとか、そういうものがどういう整備をされてるか。いわゆるですね、都市間競争で何か特徴があるか、若しくは優位性がないと人は来ない。そしてさらに来ても産業振興と言いますか、産業が働く場がないと人は来ないと。そういう意味から新しい美祢市の建設は特にこの産業振興が大事であろうとこういうことから進言申し上げました。そのためにはですね、非常に今有道さんが言われたようにこの委員会は範囲が広いじゃないかとおっしゃったんですが、私もそう思います。まずそうしたまちづくり、働く場づくりをする前提といたしまして、やはり人の育成、人材をどう育成させるかというのが一番大事だろうと思うんですね、これらを仕組みを作っていかななくてはいけないというのが私の考え方でございます。人を育てるというのは企業でもあり、実際に農林業を営んでいる方、あるいは学校、研究者、いろんな立場の方からですね、一緒になって取り組まなくてはまずできないだろうと思うんですね。後程ご説明申し上げますが、国もハローワークを今行政改革の中で縮小したり、統合したり今やっています。それはどういうことかといったら民間の職業紹介だとか、そういうものがかなり情報量がハローワークより多くなっていると。実際に企業主がハローワークの紹介から受けて人を雇用しても、全く人間性と言いますか社会性と言いますか、面接で遅れてきてもすいませんの一つもないんですよ。それからひどいものになると、その日に忘れてましたとすっばかす。そういう人たちがよく紹介されて来るといふ苦情も聞いてるわけですが、そのために国が、これは安倍総理の時代なんですが、再チャレンジということでニート、フリーター対策、あるいは子育てが済んだお母さんたち、そういう人たちを対象に再チャレンジということから現在はジョブ・カード制度ということで人材育成を図りながら企業のニーズに合わせて人を送り込む、あるいは

産業の振興を図ると、こういう考え方に移行しております。また、ジョブ・カード制度とは何なのかというのはまたご説明申し上げたいと思いますが、一番目がやっぱしあくまでも人材育成だと、それから確保しなくてははいけない。かってですね豊田前の工業団地を作った時、今刑務所になっておりますが、その時に森中県議にお願いしたのは、北に向けて、いわゆる北浦に向けて国道435号からさらにもう少し道路整備をして下さいと、それこそ内輪の骨みたいにですね、道路整備していただいて、そして北浦の労働者を吸収できやすいようにといういわゆるハードの面の労働市場のインフラ整備をしていただいたと。今立派になっておりますし、北浦から美祿に來られても30分以内には來れるというような状態が起きております。今度はハードではなくて、ソフト面、いわゆる同じインフラ整備するにしても企業と人との関係これが必要であろうというふうに思います。二つ目はですね、これは河本先生がおっしゃったようにいろんな特産品等を作りあげていくか、これも新しい技術のもとに、ただ梨を作るだけではなくて、葡萄を作るだけではなくて、最近加工特産品にどんどん付加価値を高めております。こうしたものをどうやって作っていくか、これにもやっぱ、産・学・官が一緒になって取り組んでいかなくてははいけないだろうとこう思います。これが2番目です。いわゆる新しい技術の研究開発と言いますか、特産品開発をしていかなくてははいけない。それからもう一つは3番目がやはり中心市街地と申しますか、市街地形成、それからハードの面での企業団地の整備、当然十文字原もこの委員会で議論をしていかなくてははいけないだろうと思うんですね。ところが現状のまんまで、もし十文字原に企業誘致すると仮定しまして、そこに働く人たちがじゃあどこに住まれるんかという質問しますとほとんどの人が山口とおっしゃるんです。美祿と答えた人はおらないんです。あるいはもっと小さく言えば美東と答えた方がいらっしゃらなかったんですね。それはどういうことかと言うと、先程申し上げましたように文化の享受、教育、いろんな面から考えて利便性も考えますと県央から働き來られて、わずか20分ぐらいで來れるというような立地条件の中で、じゃあそれを整備したら美祿市が豊かになり良くなるかというたらそうはなりません。そうするとどうしてもそうした先程申しました都市間競争の中での有意性をどう作っていくかということも大きなポイントになると思うんですね。そうするとどうしても中心市街地を先程スーパーの話もでしたが、中心市街地の中の核になるものを誘致しながら作り上げていかなくてははいけないだろうと、当然新しい工業団地の整備、十文字も含めてですね必要であろうと

思います。しかしながらもう一つは既存の企業、例えば美祢市の中でも誘致条例以外に空き店舗対策だとか、それから小口融資だとか、いろいろございます。そうしたものをもう一回見直してやはり魅力のある行政施策に替えていかないとやはりそうした皆さん方来られないだろうと。当然ほ場整備もかなり進んでおりますからそうした農地の集約化これも単に集約化と言ってもできないと思いますよね。どっかで今話がありましたよね、どんどん法人化して行って、そういう仕組みを作っていくかなくてはいけない。このことがこの仕組みをどう作り上げていくかという議論が大事であろうと私はそう思います。そうしたものから先程副委員長が言われたようにまず条例をどういうものがあるのか、それをどう見直していった方がいいのかということも考えていかなくてはいけないだろうと私は思います。4番目、5つ私は理由があるわけですが、4番目が、やはりサービス業、流通業、これはサービス業、流通業というのは非常に生産性が低いといったら申し訳ないんですが、言い換えれば一人当たりの生産性が低いということは、逆にはずね、例えば飲食産業は一人1,000万円で一人働けるわけですから、年間1,000万円の売り上げがあれば、そうしますと美祢市に約10億の市場がございます。特に秋芳、美東観光客まで入れますと20億近い市場があるにもかかわらずそうした対応が全くとれてない。これが例えば、100%吸収できれば200人ぐらい働けるわけですから、そうしたものもどう取り組んでいくかというのが大事だろうと思うんですね。当然それにはやっぱり交通網の整備だとか、同じインフラでもハードとソフトと両方ございます。今もう一つの委員会ではインターネット等の構築をやっておられますから、私のところでもよそから、バス会社からただいきなりお弁当の注文があったりするんですね。どうしてご存知なんですかといったら商工会のネットか美祢のネットからですね、単なるまだページが入っていません。まだ表しかありません。にもかかわらずそうしたものを活用される人がいらっしゃいます。従ってハード、ソフトの面のそうした機能をどう今からきちっとしていくかと、一方の委員会もありますし、また観光振興もございますが、やはり連携をしながらこの委員会は取り組んでいったらいいんじゃないかなと思うんですね。最後5番目が、もう一つ特別委員会ができていますが、あくまでも美祢の場合やっぱし今60数万人と言われてますけど、台や洞の話でありまして、通過してるのが100万人以上の観光客が来ていらっしゃるわけですから、これらの客動線をもう一回見直す必要があるだろうと思うんですね。そしてその客動線の中で、何をどのように売り込んでいくかというの

は大事だろうと思います。そうしたものを河本先生がおっしゃったように総点検をして、もう一回構築をし変えるということが必要だろうと思います。それからこれも大変申し訳ないんですが、昨日監査させていただきまして観光振興でげんなりしたんですね、なぜかと言ったら皆さん方も予算書を見られたからご存知だろうと思うんですが、税金の中の収入の未納金、これは特に固定資産税は美祢市以上に秋芳町さん滞納者が非常に多いんですね。それもほとんど集中しているのが観光産業なんです。観光に携わっているところがあるわけですね。これが言い方が悪いけど億を超してるという状態になっております。今税金の未納金3億のうち3分の1はそうした特殊なところに発生している。これも踏まえていかに逆に裏を返せば疲弊してるかということだろうと思うんです。これらもアンテナショップ等を作って対応するかというのがありますが、確かに大理石の振興というのは大事だろうと思うんですが、それ以上に新たな特産物を作りだして売っていかないとどんどん疲弊してくるだろうと思います。そうした五つのものをこの産業振興対策特別委員会がどう取り組むかということだけじゃなくて、さっき申し上げました情報ネットワークの委員会もありますし、それから観光の方の委員会もあります。そうした委員会と連携を委員長の方でとっていただいて、やっぱり対ながら大きな仕組みを作るというのが必要ではなからうかということから秋山議長の方に進言を申し上げまして、取り上げていただいて特別委員会を作ろうということになったわけでございます。これは私の思いでございまして、これが委員会の方針とかということではございません。しかしながらそうした中でこれに取り組む時に有道副委員長も企業誘致のために動かされたという話も聞いておりますが、しかしやっぱり手土産がないと来ません。今の企業誘致条例では来ないと思います。そうすると今国も考えているように人、いわゆる働く人たち企業とのインフラ整備をどうしていくんかということになるとやはり人材育成ということに大きな焦点が来るんじゃないかならうかという気がします。これとりあえずですね、私五つの理由で一般質問をしてからずーと思い続けてきたこととございまして、新市の計画の中に産業振興条例を作るということが折り込まれておりますし、是非この委員会です。そうした大きな仕組みを議論していただいて、河本先生がおっしゃったように、答申とおっしゃったんですが、産業振興条例の、逆にこうしたらいいんじゃないかというような叩き台等も作っていったらいいんじゃないかなと。当然企業誘致一本という意味ではございません。総合的なという意味でご理解いただきたいと思っておりますし、今もちょっと遅れて大変申し訳なかつ

たのは、商工会の局長さんと話をしたんですよね、いわゆる既存の商店さん、既存の企業をどう今から再生していくのか、融資条例じゃなくて、要綱かもしれませんが、実はあります。丸久さんが進出した時に緊急対策ということで行政がいわゆる支援策したのがまだ残っておりますし、そうしたものもこの中にきちんと折り込んでいって、そうした大きな仕組みを作っていくということが大事だろうと思います。もう一つは先程申し上げましたジョブ・カード制度、こういうものも研究しながらですね、これはおそらく執行部ももうご存知だろうと思うんですね、ジョブ・カード制度って一体どんなのかと。これによって国はどういう人を育てようとしているのかというのが大事であろうと思います。長々と時間をいただきましたが、そうした理由の中で議長の方に進言を申し上げましたので一応マイクは委員長の方にお返しします。以上です。

委員長（南口彰夫君） はい、ありがとうございます。それではですね、一つずつ現状がどうなってるかも、認識を一つずつ積み重ねていくために一つは新市に受け継がれた企業誘致条例、それから改選前に議会活動の中で資料として手に入れていた出雲市の産業振興条例というのが、資料としてありますのでその2点を取りあえず配っていただけますか。（資料配布）

今、お手元に美祢市企業立地奨励条例というのが2ページ立てでまず最初に配られたと思います。それから美祢市企業立地奨励条例施行規則というので10枚もの厚いものが配られております。それから3枚目に出雲市産業振興条例というこの三つの資料を各委員さんのお手元に配りました。執行部の方で簡単に企業立地奨励条例と施行規則をですね、これは合併協議会の申し合わせ事項として、旧美祢市のそれぞれの条例と施行規則を引き継ぐという確認に基づいて今の条例化されているものです。このところを含めて簡単に5分ぐらいで説明をしていただきたいと思います。

建設経済部商工労働課長（金子 彰君） それでは今机上の方に配られました美祢市企業立地奨励条例につきまして簡単にご説明させていただきます。これは今委員長が言われましたように合併の事務のすり合わせによりまして、美祢市の条例をそのまま施行するということで3月21日に市長職務執行者におきまして専決処分をされまして、この5月の臨時会におきまして、専決処分の承認ということで議案として上程をされたものでございます。その内容につきましてですが、第1条は、本市における企業の立地を奨励し、もって本市産業の振興と雇用の促進

を図ることということが大きな目的となっております。

定義につきましては、事業所これは物品の製造、道路貨物運送、こん包、情報サービス、自然科学研究及び旅館の事業の用に供するために直接必要な施設及び土地ということで定義されております。

続いて、事業所の設置でございますが、次のいずれか一に該当する場合をいうことで、アといたしまして、本市に事業所を有しないものが事業所を新設する場合。つまり市外の方から市内の方に事業所を設置するということがこれが一つ。イとしまして本市に事業所を有するものが、既存事業所の事業活動を継続し、かつ、常時使用する従業員として、本市に居住する者を新たに15人以上(中小企業者にあつては5人以上)雇用する事業所を増設する場合があります。これは市内に事業所を持って、市内転居と移転、移転というのは市内で増設する場合、市内で事業所をやりつつ新たに市内に事業所を設ける場合、この場合において大企業でありましたら市内居住者を15人以上雇用する。中小企業者にあつては5人以上雇用するということでございます。それともう一つ、市内地元中小企業者にあつては雇用人数を3人以上。先程申しましたのは、本社が例えば市外にある事業所の場合でございます、市内に本社を持つ中小企業者にあつては雇用人数は3人ということで定義をされております。それで事業者3でございますが、事業者につきましては事業所の設置を行うものということでございます。4投下固定資産総額でございますが、これは地方税法に規定する固定資産をいうことでございまして、これは土地、家屋、償却資産ということになっております。中小企業者これは中小企業基本法第2条に定める中小企業者ということで、これにつきましては業種によって分かれております。製造業、建設業、運輸業等につきましては資本金の額または出資の総額が3億円以下並びに常時使用する従業員の数が300人以下、この会社をもって中小企業というふうに法律上規定されております。卸売業につきましては1億円以下の100人以下、サービス業につきましては5,000万円以下の100人以下、小売業につきましては5,000万円以下の50人以下がそれぞれ中小企業ということで定義をされてるというところでございます。それと先程市内地元中小企業者と申し上げました。これ定義がございまして市内の地元資本により事業所を設立した中小企業者ということでございます。

続きまして第3条でございますが、この奨励条例におきまして措置を行うことができるものは固定資産税の課税免除と雇用奨励金の交付、この2件でございま

す。2項におきまして課税免除とする固定資産の範囲は、規則で定めるということになっておりまして、施行規則第3条に土地、家屋、償却資産というふうに定義されておるところでございます。続きまして2ページに入りますが、第3条第3項におきまして、これ雇用奨励金の規定でございますが、1人につき20万円を雇用奨励金として新たに企業立地された業者に交付するというところでございます。交付対象者の額は最高で大企業におきましては500人、中小企業者にあつては、200人を限度とするものでございます。従いまして500人であれば1億円ということになります。200人であれば4,000万円が限度額であるということになります。奨励措置の時期につきましては、事業所が操業を開始した日、後最初に固定資産税が課される年度から3年度間ということございまして、3年間の固定資産税を免除するというところでございます。雇用奨励金の交付時期につきましては、操業開始後1年を経過した日以後ということになっております。これは雇用1年以上継続して雇用すると、雇用していただくということで1年を経過した後に交付申請を出していただいて交付金を支給すると、交付するというところで1年を経過した後というふうになっておるところでございます。

それと指定でございますが、この事業所にはこの奨励措置を受けるにつきまして、条件がございますが、これは大企業におきましては、投下固定資産の総額が5億円以上ということになっております。中小企業者にあつては、5,000万円以上、この投下固定資産が条件になるということでございます。ただし市内の元中小企業者にあつては投下固定資産の総額は3,000万円以上ということになっております。それと第2項におきましては、市長が条件を付すことができるということで公害防止協定、その他必要な条件を市長が企業者に対しまして付すことができるということでございます。6条で指定の申請ということで、この事業所を始めるに当たりまして、規則で定めるところによりまして指定の申請をまず出していただくということが条件になっております。第7条におきまして、この申請におきまして、変更等が生じた場合は変更届を出していただくということになっております。また、その変更によりましてまた市長の方が必要な条件等を変更して付すことができるということになっております。

第8条指定の取消し等につきましては、第1号に第5条第1項に規定する指定の要件を欠くこととなったとき、ということは先程ご説明いたしましたが、投下

固定資産総額がこの基準より下回ったとか、そういうときには指定から外れるということでございます。外れるというか取り消すということでございます。

第2号第5条第2項又は前条第2項に規定する条件に違反したとき。これは公害防止協定等の市長が付した条件等に違反したとき、これにつきましても指定を取り消すということでございます。第3号当該事業所に係る事業を休止し、又は廃止したとき。第4号偽りその他不正な行為により奨励措置を受けようとし、又は受けたとき。これらにつきましても当然指定を取り消すということになっております。

続きまして3ページでございますが、その他市長が取り消す必要があると認められたときも指定の方も取り消すということでございます。第8条の第2項でございますが、前項の規定により指定の取消しを受けた者に対しましては、奨励措置を行わないと、又は奨励措置を既に行っているときには、奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができるということになっております。第9条報告及び調査でございますが、指定事業者に対しまして、その申請内容等調査したり、また必要な報告を求めることができるということになっております。第10条委任といたしまして、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定めるということで規則に細部にあたって委任をしておるところでございます。

続きまして、施行規則の方でございますが、これは今条例の方から委任を受けてまして、細部にわたって定めるものでございまして、主なものは申請とか交付請求書の様式を納めたものでございます。以上簡単でございますが条例、規則の説明とさせていただきます。

委員長（南口彰夫君） はい、ありがとうございます。ちょっと簡単になると荒っぽいですが、企業立地奨励条例というのは、美祢市が、これは最後に条文の後に秋芳、美東町のそれぞれの誘致条例も今までその手続きした行為はこの美祢市の条例に適用するという確認されていますので、今の現状の美祢市からいくと東京であろうが大阪であろうが、企業を引っ張ってこようと思えば手土産を持って、手土産は於福か美東の赤郷のごぼうかそれぞれの、大和屋のまんじゅうかそれぞれ持って行きながら、結局は固定資産税の課税免除と雇用奨励金の交付とこの二つしかないということなんですね。それもその適用がそれぞれ事業所の規模に応じて20万円、若しくはそれぞれの固定資産税の総額は3,000万円以上するとかいう規定に基づいて減免措置がなされるというところが今の企業誘致のための手土産

とこれがですね、これも作って相当なるんですが、全国的に（テーブル切り替え）いう内容になっているということです、この施行規則も含めて今後先程竹岡委員の方から話があったようにやっぱり美祢市の独自性をどう発揮していくのかという点ではここに別の資料で出雲市産業振興条例というのがあります。当然これには施行規則がついて具体的にじゃあどういう手立てをとるのかということが個別にあるんだろうと思います。一応休憩中にですね、只今より10分間休憩に入りたいと思いますので、お手元にある資料をもう少し目をとおして、休憩中にとおしていただいて、休憩後にもう少し深い議論を進めていきたいと思います。各委員の皆さん差支えなければ10分間の休憩に入ります。よろしいですか。その前に先程あった竹岡委員さんが言われた働く人たちの制度の問題での資料をお配りしますので。

（発言する者あり）

それでは10分間休憩をいたします。

午前10時35分休憩

.....

午前10時48分再開

委員長（南口彰夫君） 議長は来客のため少し退席をされます。それでは委員会を進めたいと思います。先程出た資料等についてご意見があればお伺いをしたいと思います。それで委員会の議論の進め方として最初に発言がありましたように現状分析、現状認識ですね、大中委員さんや河本先生からあったですね、ここをやっぱりこの委員会でしっかり認識を一致した上で一步一步前に出ていくことが必要なのではないかと思しますので、あくまでも現状分析や現状認識をどう進めていくかと、それに必要であれば最終的に執行部側にですね、調査として、調査をただちに取り組んでいただきたいと。とりわけ9月議会に向けて本格的にこの委員会でいろいろな事業とのかかわり合いを議論していくためには、当然執行部側も必要とする調査に当たり先程金子課長報告した内容も含めて、必要な予算を伴うものもあれば予算請求をしながら調査をしていくことが必要になってくるのではないかと思いますので、その辺も含めて執行部側の方では最終的に受け止めをしていただきたいと思えます、議論を踏まえながらですね、ということで先程の企業立地関わる意見等があれば出していただきたいと思えますし、それから必要であれば竹岡委員の方から補足発言をしていただきたいと思えます。はい。

委員（河本芳久君） 出雲市産業振興条例ですね、大変これは参考になって、企業

誘致条例どこにもあるように、先程委員長言われたように中身は何かというと奨励措置だけだと、しかし産業振興条例はこういう類するものであれば、やはり産業振興のためにはどういう整備をして振興策を打ち出していったらいいかという基本的な理念を共有してそして実践事項に対してきちっと条例化していくと、やはり我々も新市になって産業振興を図らなくてはならないという、その必要性を市民とともに問題を共有してその実践化のためにこういう条例を制定しましたと、この条例にのっとって次の施策を打ち出していきますよという提言をしていけばですね、議会としてのただ執行部提案を審議するチェックするだけではなくして、積極的な議会活動として私は是非ともこういう産業振興条例につながるようなものを最終的には作りだしていく、これが一つ。今のように作る出した背景はこういう実態だから必要だと市民の納得する方向性を打ち出していく、できれば更により具体的なのを一つか二つを予算措置を伴うように提言すれば我々の精通の役割は十分果たしたと、そういうふうな受け止め方をしたんですね。以上です。

委員長（南口彰夫君） ありがとうございます。他に、竹岡委員どうぞ。

委員（竹岡昌治君） 河本先生がおっしゃったとおりだと思うんですね、先程申し上げました五つの項目、これを、一番大事なのは仕組みづくりと言いますか、それが一番大事だということで、委員会を作っていたきたいという話を申し上げました。今後この委員会の運営について委員長に提言申し上げたいのですが、かつて美祿市が活性化対策特別委員会をやったときのように、やはりいろんな産業に携わっている総務の人たち、例えば出雲の工業団地の中にも一人いらっしゃるんです経営者が、絶対中国に出ないと、この技術は日本特有の技術だから日本の中に引き継ぎ育てていきたいという方で、名前は忘れましたが、中国には出ないと。美祿にある山城精機さんの社長同じ考えなんですね、これ優秀なんです。全国講師で歩かれる、あるいは大学の講師もやっておられる方なんです、この方も金型成型の技術、これは日本特有のもんでもあるし日本に引き継ぎ残したいということで中国に出ないということで、美祿に進出して来ていただいて、もう20年以上たってるわけですが、そうした民の方、それからやはり地場でもいろんな専門家がいらっしゃるわけですから、そういう人たちとワーキンググループを作って意見を聞きながら、河本先生が言われる実情もですが、そうした違う目からの意見も聞いていきたいなと思うんですね、そうした中で、もう一つはさっき申し上げました特別委員会同士の話し合いをやりながら組み立てていかないとちょっとこっちの方が大きなだ

いじょうなんにふりかかっていますんで、是非そうした運営のしかたもお願いしたいし、最終的には河本先生が言われたように私も産業振興条例、むしろちゃんとした報告書を付けながら議会に本会議でそれを可決していただければ、そうした大きな仕組みが今までと違って動くと、条例になれば動いていくとこういうふうに思います。ところがまだ今からですね、それを進めていくとするとどうしても今この委員会予算を持っておりませんし、たしか視察費ぐらいは特別委員会はあるだろうと思うんですが、事前の調査等については執行部、あるいは調査以外の動きもいるだろうと思うんですね、予算主義ですからどうしても予算を獲得しないと動けないだろうと思うんですね、9月議会も目の前に来ておりますから、補正を組むのかある予算の中で運営できるかわかりませんが、執行部の方でそうした予算が組めるんかどうか、独自に執行部としても調査研究には手伝っていただかなくちゃ委員会としては動けませんし、その辺が一つ、委員長に運営のしかたが一つ。執行部に対しては予算の問題が一つ。それから先程皆さんにお配りしたジョブ・カード制度、10のポイントということと、それからもう一つは、これはコラムですからこういう書き方をしてあるんですが、労働市場を変えることができるかということで、ジョブ・カード制度の作った背景、これは安倍総理の名前は出しておりませんが、考え方、それから仕組み、それからちょっと私の意見も入っておりますけど、そうしたもの書かれております。これ7月号のコラムの中にはニート・フリーターのことが書いてあるんですが、これちょっと人材派遣会社から頼まれて書いたからちょっと偏ってはおりますけど、皆さんご存知のように自殺者が連続10年間、3万人を超したと。山口県はですね、10万人当たりの自殺平均率が全国25.9なのに山口県は27.9なんです。2ポイント高いんです。高い順からしますと山梨、秋田、青森、島根、岩手、いわゆる経済が疲弊してるとことほど自殺者が多いんです。もう一つはニート・フリーターが多いんですね、この自殺者の中で当然60歳以上の年寄りというのは非常に多いんですが、特に男性、性別では男性が多いんですね、そういうことを書いてあるんですけど、中でも無職57%、どうしてもそういう人たちをどうするんかというのがこの一つのジョブ・カード制度になるわけですけど、働く意思がないという人たちはどうしようもありませんが、これらをどう対策するかということから毎月こういうものを書かせていただいているんですけど、私はそうした経済が疲弊すればニート・フリーターも増える。先程休憩時間に田邊委員さんと話したんですが、美祿市にも隠れた障害者、ニート・フリーターたくさんいらっ

しゃいます。私仕事柄そういう人たちと接触しながらやってるわけですが、是非ですね、そうした実態調査、緊急の対策、そういう意味で執行部の方で予算が少しでも取れるかどうかということが1点。それから委員長さんに運営の仕方について1点申し上げました。以上です。委員長さん答えていただけますか。

委員長（南口彰夫君） 最後に今の竹岡委員の話は、最後の取りまとめの中にきちんと取り入れるということによろしいですか。他の方でご意見、はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 美祢市企業立地奨励条例の中の奨励措置の3条の3ですが、常時使用する従業員1人につきというのがありますが、それと事業者が規則で定めるところにより新たに雇用し、常時使用するというのがありますが、この規定というのがどういふのがあつかひたいんですが。て言うのが従業員が、集めても正規雇用をちゃんと条件に入れないと、若い人たちでも非正規雇用とか働く人が非正規雇用やったら意味がないと思います。企業はもうかって、市にも収入があったと税金と収入があったとしても、働く人たちが豊かにならないと美祢市は発展していかないと。そういうので規定があるかどうかを聞きたいです。それと市内、働く人が市内の人を条件するのがありました。でないと市外からだったらみな税金は他の市に入ってしまうということもあるので、そういう規定がちょっと目を通した限りではないような気がしましたが、そういうことをお尋ねしたいです。

委員長（南口彰夫君） 誰に聞いた。執行部に、答えられる。はい、金子課長。

建設経済部商工労働課長（金子 彰君） 今の三好委員のご質問でございますが、最初に正規雇用というかパート雇用かということですかね。（発言する者あり）雇用という私らの考えておりますのは、当然正規雇用というふうに考えております。それともう1点市内に居住してるかどうかということですが、これは説明が不十分でございましたが、施行規則の1ページの第4条を見ていただきますと、常時使用する従業員とは、次のとおりとするということでございまして、その第1号に新たに雇用し、本市住民になった後1年以上勤務している者をいうということで、雇用につきましては市外から雇用していただいてもいいかと思うんですけども、実際に勤める前には市民となっていて、後1年間当然市民として働いていただくということを条件に雇用奨励金の方をお支払いするということでございます。また同条第2号でございますが、これ開始後でございますが、開始後新たに本市の住民の方を従業員として雇用してかつ1年以上勤務していただける人、こういう方も雇用奨

励金の対象になるということで、いずれにいたしましても市民を雇用していただく、若しくは市民でなくても雇用された後、市民になっていただくということが条件で雇用奨励金をお支払いするというごさいます。よろしいでしょうか。

(発言する者あり)

委員長(南口彰夫君) 答えられる。

建設経済部商工労働課長(金子 彰君) 竹岡委員さんのご質問でございます。調査研究に当たりまして、執行部の方で予算が組めるかということでございますが、

(発言する者あり) 今美祢市の企業立地奨励条例、先程ご説明いたしましたとおり、固定資産税の課税免除と雇用奨励金の交付のこの2件の措置しかございませぬ。それに比べまして、先程お配りをいただきました出雲市の産業振興条例につきましては、それらに含めまして人材育成及び人材の確保というような項目もございます。それで先程らい竹岡委員さんの方からお話がございましたように、人材の育成確保ということにつきましては企業立地と言いますか、産業振興におきまして重要な課題であるというふうに私は認識をいたしております。従いまして、この場でどうこうということは私の口から申しませぬけども、私はそういう考えを持っておりますので、しかるべく上司に相談いたしまして予算措置の対応を考えたいというふうに思います。以上でございます。

委員長(南口彰夫君) はい。

委員(竹岡昌治君) もう一つ情報は今河本先生が言われたように出雲市の産業振興条例、これは実は出雲市だけじゃないんです。島根県がこれの上乗せ条例を作ってるんです。いわゆる県と市とでやってるんです。島根県の工業団地は中に学校まであるんです。いわゆる人を育てるための、それから給食、出雲市の1万の、今生徒減ったかもしれませぬが、当時1万2,000人の給食センターもそこに建ててる。ですから今も企業団地は造成中なんです。次から次と足らんようになるから作ってるんですね、ですから美祢市はもう何十年で企業誘致はないんですが、お隣の美東町さんは幸いにしてあるわけですけど、こちらはないでしょう。それは私はいつも言ってるのは金太郎あめみたいな条例を何ぼ持って行っても企業は動かない。一遍冗談で言ったけど、例えば美東の十文字原でもどの程度金がかかるかわからんけど、菓子メーカーさんを連れてきたらどうかという話もしました。何か特色のある企業を全部集めるというやり方、できれば刑務所と連携すれば一番いいんですけど、それらもちょっとここやる時も試算したんですよ、このオープンカフェがで

きると、従ってじゃああの沿線が何メートルあるのを商業誘致ゾーンしようじゃないかと。商店集めようじゃないかと、10年間タダでいいですよと、ただし固定資産税は免除しませんと。、イニシャルコストはかけないが、ランニングコストはいただきますというやり方、そうしたものの考え方をしないと企業は来ない。出雲市が何でまだ今もって造成をしながら企業誘致がどんどんどんどんあるかといったら、結局この出雲の産業振興条例プラスもう一つ県の上乗せ条例があるということから非常に活発に動いてるんですね。ご存知のように島根県というのはそういう意味で優秀な知事さんが育って、山口県がいけんちゅうんじゃないですよ、経済に対してそういう非常に優秀な知事さんもおられる市長さんもおられるので、出雲市がこうしたものを取り組んでいる。私が行ったのが何年前かよくわかりませんが、ちょうどフォーゲルパークがオウム病が出た時じゃったから印象的に残ってるんですけども、(「平成14年」と呼ぶ者あり)5、6年前ですね。そのころから企業団地に地元の給食センターまで、また行ったんです。行って見たんです。そこに建てるというから、地元の給食センターまでと思って行ったんですが、建ってました。1万2,000食作ってる。そうしたちょっと変わった団地なんですね、地元であろうと誘致であろうと、それはいいという考え方なんです。中で学校作って、幸いにして美祿の場合は工業高校もあるわけですが、それらとも提携しながら人を育ててるんですよ。そこの団地にさっき申し上げた中国に技術は出さないという社長の方針で一生懸命頑張っておられるというのがおられる。そこもちょっとお尋ねしていろいろ話をお聞きしたんですけど、要は河本さんが言われたように、現状をもう少し見ながら、県まで上乗せ条例を作ってくれとかどうかは別として、思い切った施策が必要だろうと思いますね。さっき十文字原言いましたけど菓子メーカーというのは小さいんですよ、皆、10人かそこらぐらいの、大手というのは森永、明治とほんのわずかしかなかったかありません。あと全部小さいんです。せんべい1個作るといったら10人もおればいいぐらいの企業なんです。ところがものすごく数が多いんです。これらはイニシャルコストを下げれば集まってくると、それを集めたらどうするのかといったら、それを一つの団地に同じいろんな業者が集まれば彼らは物を売らんにはやならんわけですから、観光客がバスを寄せてくれたら食べさせて宣伝せにゃいけん。という一つの観光にも役立つというような意味から、それを10年スパンで、じゃ費用対効果取れるかどうかというのが大事なんですから、さっき申したようにあそこで働いてもどこに住みますか、もし十文字原で企業誘致でき

て働く場ができたとしたら、どこに住むかと聞いたら皆山口といっちゃうから、実はうちの息子も東京おる息子もですね、帰る帰ると言っていたんですが、家は山口で確保しておってくれですからね。おやじが何をしちよったんかと非難されたのと一緒になんですよ、情けない話なんです。山大だったから特にそういう強い気持ちがあるんかもしれませんが、下の息子も残念ながら住所は美祢市ですけど、実際に住んでいるところは矢原駅の前におるんですよ、山口におるんです。だっておやじ遊ぶこともできるし、いろんな事は山口の方がいいじゃないかと言うんですよ、住所だけはおいちょっちゃるといっておいてくれてるんですけど駄目なんです。働く場が美祢市でありますから、こちらに通ってきてるけど、そういう現象が十文字原に開発してもおきるんじゃないかと。だったらその人たちが、住んでもらわないと市民税ももらえない。従ってそういう意味での仕掛けをして10年スパンでどうなるかというやり方をして、事業別予算の立て方というのがあるわけですが、そういうものをやりながら我々の委員会は仕組みを作っていくということが、仕掛けをしていくということが大事だろうと思うんです。当面そのために、もうハローワークも近々引き揚げるといような話も聞いてますし、それから先程申し上げた国が労働かけても非常に速いんですよ、高年齢者雇用開発協会ですか、これがもう9月でなくなると、後1箇月でなくすといようなしかた。これは田邊さんが言っておられた雇用促進住宅、これらも雇用能力開発機構でしょう。今は、これらが全国のあれらを全部廃止しようという状態が来ております。執行部いつやら情報がないとおっしゃったけど、田邊さんの情報は正確だったと思うんですね、その後調べたらやっぱり売りに出てますよね、もう廃止しようといふことで。あと市が引き受けるかどうかというのは含めて、委員会がどうしたらいいかといふのも考えていかなくてはいけないだろうと思うんですよ、これも大きな雇用の、働く人たちの住む場ですから、そういうものも総合的にやっぱり取り組んでいく、近々にやっぱり執行部の独自の予算もいるだろうとこういふつもりで申し上げたんです。よろしゅうございますか、委員長さん。

委員長（南口彰夫君） はい、竹岡委員の発言と提案は多岐にわたってますので、整理をするのが大変ですが、少なくとも十文字原に70ヘクタールの工業団地を作ると、しかしこれを今の美祢市で単独事業でやるというのは相当難しいだろうと思うんですね。当然6月県に行った時も県会議員らと県の力を借りながらどう開発していくかということが大事なんです。ところが先程また元に戻るんですが、そのための条

件整備といえば以前であれば、例えば美祢が一番大きな工業団地作ったのは、もう約30年前ですけど曾根の工業団地なんですね、ここに三菱樹脂の関連を引っ張ってきて、それで第二が太陽鉄工の関連で美祢の工業団地、3番目に豊田前のテクノ、もともとは素形材だったんですが、それと合わせながら雇用促進事業団が、例えば伊佐に雇用促進住宅、それから市立病院の横に同じ雇用促進住宅で当時5階建てのアパートを建ててくれると、企業誘致の工業団地の造成と合わせながら国や県の援助でそれに関わる働く人たちが、ぽこっと来ても住めるような条件を作っていくと。これがなければあさつき三好委員が言ったが企業誘致をするんなら地元の人で、働く人らを地元の人を使うてくれと、ところが少なくとも例えば100人の企業を引っ張って来たと、じゃ企業が20代、30代の働く、即戦力になる働く担い手を市の商工労働課に相談をして確保してくれというても確保できんすいね、今の美祢市の現状じゃあ、そうすると三好委員が言われるように、地元の人を使うてくれと言っても、じゃ三好委員がじゃ30人ほど集めてくれと言うたってどこにおる、美東町から美祢市の広い隅々探しても。(発言する者あり)

農業も含めて、じゃからそこをですねただちに執行部の方で調査研究じゃのうて、具体的に現状がどうなっているのかをできれば盆明けの9月議会の前にもう一度この委員会を開催したいと思います。9月議会では具体的な何かを実施できるような内容で委員会を開きたいと思ってるんです。そのためには調査研究をただ単に企業誘致だけに限らず農林業の関係であれば、今国の方針で、それから地域でそれなりに農業取り組んでいるところで成功しているのは、生産者と消費者の間を物流ですね、いかに合理的にしながら直接結びつくような形で商品化されるという取り組みなども含めてですね、美祢市の産業、第一次、第二次、第三次産業が現状としてこうなっていると、しかも労働力の確保と人材育成の取り組みはこうだというものどどの程度期間があれば報告事項として出していただけるかと、その上で今後委員会として取り組める課題をより絞っていきたいと思うんです。その辺のところ当面1箇月ということで、一箇月以内ということでやっていただきたいんです。それが一つと、もう一つは先程から出ている出雲の企業と研究者、学校、大学等併せて必要なものを研究しながら必要なものを作っていく、しかも地元の人材を長期的に毎年毎年高卒者を採用しながらいうことは美祢市であれば山城精機の社長が神戸や関西を中心にしながら長年医学部の大学の中での研究者と一緒にグループで勉強しながら取り組んでいるという報告が前の5年くらい前か、4年くらい前に企画課に

今の保健衛生の福田課長が企画課におったころ山城精機の社長を一度呼んで議会で勉強会やろうということをやってますから、そのパイプがいったん途切れたといえは途切れたんですが、もう一度つないでいただいて、当然勉強会ですから講師を呼んでということになれば、その時にも必要とする予算が発生するだろうと思うんです。その予算も含めて組んでいただいて、その上で各事業の現状をきちっと報告できるようにしていただきたいと思うんですがいかがですか。それを大まかに分けると人材育成の確保と2番目に新たな技術の研究と開発促進、3番目に産業基盤の強化、4番目にサービス産業、流通機能の充実強化、5番目に観光振興と関連産業の創造と、五つの点に分けてみました。それぞれを具体的に組み組もうと思えば活字だけでは何にもならないので、調査費も含めて必要な予算を計上していきながら報告できる内容を取りまとめて欲しいと。それから産業振興条例が美祢市版になるんならどういう内容が望ましいという案も含めてですね。（発言する者あり）

そうですね。それをですから9月議会までにもう一回委員会を開催してということで、期間を定めよんです今、執行部返事してくれんです。（発言する者あり）

まずどの辺までできるのかというのは次は9月議会ですから、9月議会が始まったら、そこでは9月議会の中ではあせこうせという議論になっていくだろうと思うんですね、そうするとその前にもう一回、この委員会を9月議会の前に一回委員会を開いて、そこでもうある程度のその調査と現状の報告をしていただきたいというのを今言いよるんです。

委員（大中 宏君） 美祢市は立地条件というのは大変優れてると思うんです。ですからこれには問題ないと思うんですけど、先程から島根県の問題もありましたが、いわゆる奨励措置ですいいね、これ三重県なんかずば抜けてますよね、岡山もどんどんやってる。過当競争になったような感じがあるんですけど、県の奨励措置もありますので、県と協力してでねやっていくという形、そういう体制も同時に作っていかんやいけんと思うんですよね。それも併せてこのたびの研究材料にしたいだけならと思います。そうせんと何億という金というのは市じゃあ無理ですから。

委員長（南口彰夫君） そうですね。はい。（発言する者あり）

いいや、先生が言うように当然観光も含めながら、それからもう一つ情報の特別委員会の方も現状で、二つの委員会に出されている資料はここでは出してもらいたいと思うんですね、産業振興条例の中全部条例化すれば入ってくるようになるの

で、情報も含めてですね。（発言する者あり）

資料出してもらったら軽いですね、審査事項にはしませんけどね。（発言する者あり）そうですね、観光の委員会で議論されちよる、出されちよる資料程度は審査事項じゃない、参考資料として提出はしていただきたい。（発言する者あり）必要であれば三つの委員会を合同でやることもありうるというのが議長の報告であったですからね、それぞれが必要であれば委員会を合同で開いて協議をします。はい、どうぞ。

委員（三好睦子君） これは皆さんからのご意見もあつたんですが、赤郷地区に農業したい人たちのＩターンとかリターンの方の住居、民家を利用した、先程もありましたが、働くにしても住むところがないということになってはいけませんので、赤郷地区に空いた民家を利用するか、アパート建てて欲しいという意見もありました。それで農業をやっていくというそういうのも考えていただきたいです。委員長さんお願いいたします。

委員長（南口彰夫君） もう一回繰り返しますよ、先程原田委員さんが言われたように原点は現状がどうなってるのかということ把握することだと、これをまず踏まえて、ただし現状を把握するために先程五つ、六つに分けて整理をしてみました。それが例えば人材育成とその確保、それから新たな技術の研究と開発促進とかこれは別に企業誘致、工業の関係だけ、農業もなんです。すべて第一次、第二次、第三次産業を含めて産業振興ですから、その上で産業の基盤の強化、サービス産業流通機能の充実強化、観光振興と関連産業の創造と、土産物を売るのにどういう独自の饅頭とか製品も含めて、それは今美祢市で取り組まれている現状なり、例えばどこの地域なりどこの事業所でこういうことというのを把握されている範囲内でいいですから、テーマは幅広く把握されちよる情報が深いものもあれば全く手をつけられてない部分もあるだろうと思うんです。それを整理をして、しいて言えば申し訳ないんですが、９月議会では本格的な取り組みの事業の議論になりますので、もう一度８月末、２５日が月曜日の週なんですね最週日になる、その週に委員会をもう一度開催をしたいのでそれまでに調査資料を報告資料としてとりまとめていただけないでしょうかと。それに一つは勉強会の山城精機の社長を呼んで勉強会をするテーマも入れて欲しいと。問題は相手と当たってみると、当然それに９月、１０月以後ですね、９月議会で議論して、こういうことをやろうということになれば必要な財政的な措置は当然組むことを前提にしていきたいと。金がないからできんじ

やあならんで、勉強会やるんでもわずかな予算じゃろうと思いますけど、そうは言っても何十万、それぞれの予算を組まなければ当初予算に上がってませんから、そういうことも含めて準備していただきたい。それがもう一回繰り返すけど8月25日の月曜日のその週の間にはできれば委員会を開催したいと議長と相談して、日程を。それまでに資料が深い資料もあれば浅い資料もあるじゃろうけど一通り多岐にわたって資料を取りまとめて欲しいと。(発言する者あり)

もう一度纏めます。執行部の方で当然じゃから幅広くなるけど、どこまで現状を報告をできるか、ただし資料として取り纏めて欲しいと。(発言する者あり)

ということで取り纏めはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長(南口彰夫君) それでは他になければ先程いいましたように8月25日の月曜日の週に再度委員会を開きたいと。それまでに執行部はたくさんあるが、たくさんある課題に基づいて報告できるものを整理していただきたいと。次の委員会の開催日は議長のスケジュールをお聞きしながら調整をしたいということで、よければ本日の委員会はこれをもって終了いたします。ご協力ありがとうございました。

午前11時38分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成20年7月29日

産業振興対策特別委員会

委員長

